

とき
季のきらめき

TOKINO KIRAMEKI

茨城県行政書士会情報誌



Vol. 12

CONTENTS

- ◆ ユキマサ君がゆく
「だけじゃなかった！大洗町」
- ◆ こんにちは！行政書士です。
- ◆ ウイズコロナ、アフターコロナに
使える事業再構築補助金とは？
- ◆ 注意！
土地の貸主に不利な借地借家法の存在
- ◆ 茨城県行政書士会の取り組み
- ◆ 県内各地で無料相談会を実施

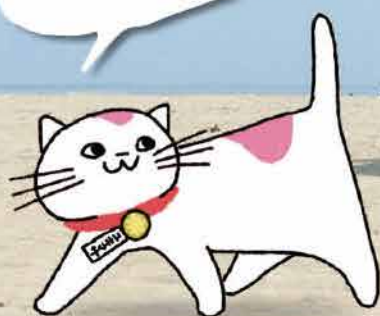


だけじゃ なかった! 大洗町

大洗町



砂浜図書館ニャ!



© MURAKI / photography

今回は、茨城県の長い海岸線の中央に位置する、大洗町を訪ねました。

大洗町は、国内有数の遠浅ビーチを誇る海水浴場が有名ですが、実は、海水浴だけでなく県内初めての国の史跡指定がなされた古墳群があるのはご存じでしょうか？また近年海岸利用の再構築として数々の新しいチャレンジを試みており、県内で今最も目が離せないところと

なっております。

たとえば、ここ大洗サンビーチも、長さ1300m、奥行400mにも渡る広い砂浜が、満潮から干潮に向かう時間、海水で鏡のように反射する現象が注目を集め、「リフレクションビーチ」として、インスタ映えすると話題沸騰中！

そんな大洗町の魅力を深掘りするべく、ユキマサ君と一緒に歩いてみましょう。

磯浜古墳群が、
令和2年3月10日、
正式に国の史跡として
指定されました！



上空からの古墳群



古墳群の配置



磯浜古墳群は、6基の古墳から構成され、その内容は、姫塚・坊主山・日下ヶ塚（常陸鏡塚）・車塚古墳、そして最近発見された、五本松古墳・五本松下古墳です。

数ある遺跡の中でも、特に歴史上・学術上重要なものが国の指定史跡とされますが、茨城県の前期古墳（約1600～1750年前）の指定は初めてであり、群（グループ）での指定も初となります。

磯浜古墳群は、それだけ古く非常に興味深い古墳群なのです！

副葬品などの調査から、築造当時、遠いヤマト王権とのつながりがあったとされますが、まだまだ謎の解明は始まったばかり…

大洗町役場から、また、大洗駅からも歩いて、気楽に古墳群を散策することができますので（もっとも坊主山は個人の土地ですのでご注意ください。）、普段、古墳に馴染みのない方でも、古墳の丘に登って太平洋を見下ろしてみれば、いにしへのロマンを身近に感じることができるのではないのでしょうか。

海防陣屋跡から太平洋を望む

[illegible]

⚓ 砂浜図書館



砂浜に張られたタープやテントの下で、読書をしてみませんか？ビーチの砂浜の一部をタープエリアとパラソルエリアに分け、イスやテーブルを設置。気に入った本を選び、海の雰囲気を感じながら読書を楽しむ事が出来ます。いばらきグッドデザイン賞受賞！また、バリアフリーの海岸として、全世界のマスコミから注目を浴びている日本初の「ユニバーサルビーチ」でもあります。（開催日時等詳細は大洗観光協会ホームページにて）



⚓ やっぱり、大洗グルメ



⚓ まずは、うみまちテラス

大洗駅に着いたら、うみまちテラスで、町の情報を仕入れよう！

このご時世、
特に大人気だニャ！！

大洗駅隣に
令和2年9月に
オープン！

⚓ 王道！潮干狩り

無料な上に天然のハマグリなどを採ることができるので、毎年多くの方で賑わっています。

楽しい潮干狩りですが、採ってもよい場所・量・貝の大きさ・道具などのルールがあるのでご注意ください。



4月27日付茨城新聞

「季のきらめき」第12号の発刊に寄せて

「季のきらめき」第12号の発刊、誠にありがとうございます。

行政書士会の皆様におかれましては、人の思いに寄り添い、悩みを解決することで幸せ運び、地域社会に大きく貢献されております。

ここに深甚なる感謝と敬意を表します。

大洗町は、海水浴・水族館・ガルパン聖地巡礼・磯節などたくさんの観光スポットがあります。大洗の魅力をより深くお伝えしたく、国指定史跡となった「磯浜古墳群」、浜辺が海水で鏡のように反射する「リフレクションビーチ」の取材をお願いしました。

海はもちろん、さらなる魅力を求めて大洗町にぜひお越しください。



大洗町長
国井 豊

こんにちは！行政書士です。

行政書士は、幅広い業務を通じ、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する電磁的記録や書類の作成、手続代理、その他書類作成の相談に応じること、あるいは、契約書や事実証明に関する書類の作成およびその作成の代理を行います。

行政書士には、行政事務経験者、行政書士試験合格者、他の国家試験合格者など様々な経歴、専門知識を持つ人達があります。令和2年10月末現在、全国で会員登録者数は49,441名となっており、茨城県行政書士会には、1,196名が会員登録しています。

行政書士が行うことのできる業務範囲は、個々の業務内容を書き記し説明することは不可能に近いほど広範囲に及びます。依頼人にとっては、市販の例文集やひな形を参考に比較的容易に自分で書類を作成するという方法もあります。そうした中で、行政書士はやさしい言葉でわかり易い相談、実体法の法律要件の知識をベースに過去の事例研究や要件事実配慮し、意思表示の内容を明確に示した書類の作成に努めます。

一枚の書類が信頼と安心の明日を約束します。

平成28年4月1日に行政不服審査法が施行されました。これに対応して、平成26年12月27日に施行された改正行政書士法では、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等の行政不服申立て手続代理および書類の作成が出来ることになっております。

行政書士は、法律事務を行うことが認められていますが、他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

その業務範囲は広く、日々の生活からお仕事まで、
皆さまのそばに寄り添っています。

事業許可や免許の 申請に関すること

- 建設業許可申請
- 宅建業免許申請
- 産業廃棄物処理業許可申請
- 介護施設、
特別養護老人ホーム開設許可申請
- 貨物自動車運送業許可申請
- 倉庫業の許可申請
- 飲食店営業許可申請
- 風俗営業許可申請
- 入札参加資格審査申請

経営実務や経営相談 に関すること

- 株式会社等法人設立関係書類作成
- 会計記帳、決算書類の作成
- 各種議事録、社内規定の作成
- 各種契約書、協議書、
合意書の起案、作成
- 公的機関助成金、融資手続き
- 雇用、賃金についての相談
- 経営コンサルティング

くらしの相談、トラブル防止 に関すること

- 遺言書、遺産分割協議書、相続
- 内容証明郵便の作成
- 契約解除通知、
クーリングオフ手続き
- 交通事故調査
- 自賠責保険の請求手続き
- 著作物の登録
- 任意後見手続き、
介護施設等入居契約
- 在留許可申請、帰化許可申請

住宅、不動産 に関すること

- 住宅賃貸借契約書
- 不動産売買契約書
- 建築請負契約書
- 農地転用許可申請
- 開発行為許可申請



ウィズコロナ、アフターコロナに 使える事業再構築補助金とは？

事業再構築補助金はコロナ禍で苦戦されている
中小企業等に対し、新分野展開や事業・業種・業態転換等
の取組みを支援する補助金です。

申請要件

必ずクリアすべき主要申請要件は下記の通りです。簡単に言うと

- 1: コロナの影響により直近の売上が下がっていて、
- 2: 事業再構築に取り組み、
- 3: 認定支援機関と一緒に事業計画を作って今後利益を上げていく
企業が対象となります。



例えば



喫茶店・カフェ

飲食スペースを
縮小し、新たに
コーヒー豆や焼き菓子の
テイクアウト
販売を実施



リフォーム工事業

リフォーム工事の
技術を生かし、
遺品整理業に
参入し他社との
差別化を図る



タクシー事業者

WEBカメラや
マイクなどの
簡単な設備のみで
オンラインでの
観光サービス

1. 補助額と補助率について

補助額と補助率は下記（リーフレット）の通りです。

中小企業では通常枠と卒業枠とがあり、どちらかを選んで申請します。中小企業の通常枠の補助額は最大6,000万円で、補助率が2 / 3 です。例を挙げると、9,000万円＋税の補助対象経費に対し6,000万円の補助金が出ます。

2. 事業計画の準備

事業再構築補助金では事業計画の内容が審査対象となります。

中小企業庁から発表された「事業再構築補助金の概要」（2月15日発表分）では、事業計画に含めるべきポイントの例を挙げています。

3. 認定経営革新等支援機関を探す

事業再構築補助金では、認定経営革新等支援機関とともに事業計画を策定することが申請要件となっております。

認定経営革新等支援機関とは専門知識や、実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。

具体的には、商工会や商工会議所など中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、中小企業診断士、行政書士等が主な認定支援機関として認定されています。中小企業庁のホームページで、認定経営革新等支援機関を検索することが可能です。

事業の再構築に
挑戦する皆様へ



ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための 企業の思い切った事業再構築を支援 —令和2年度3次補正予算 中小企業等事業再構築促進事業—

対 象

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた
規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、
以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します！

1. 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1月～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している。
2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。



中小企業

通常枠 補助額… 100万円～6,000万円 補助率… 2/3
卒業枠* 補助額… 6,000万円超～1億円 補助率… 2/3

*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する事業者向けの特別枠。
※中小企業の範囲は、中小企業基本法と同様。



中堅企業

通常枠 補助額… 100万円～8,000万円
補助率… 1/2 (4,000万円超は1/3)
グローバルV字回復枠** 補助額… 8,000万円超～1億円 補助率… 1/2

**グローバルV字回復枠：100社限定。大きな成長を目指す中堅企業向けの特別枠。

● 緊急事態宣言特別枠

上記1.～3.の要件を満たし、かつ緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～6月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

補助額	従業員数 5人以下：100万円～500万円	補助率	中小企業 3/4
	従業員数 6～20人：100万円～1,000万円		中堅企業 2/3
	従業員数 21人以上：100万円～1,500万円		

- 5月20日、第2回公募を開始しました(5月26日申請受付開始予定)。
- 第2回公募の締切りは7月2日です。令和3年度にさらに3回程度実施する予定です。
- 申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択します。公募要領に記載されている審査項目や注意事項を確認の上、事業計画を策定してください。
※詳細は事業再構築補助金事務局ホームページをご確認ください。

<https://jigyoku-saikouchiku.jp/>



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry



中小企業庁



事業再構築補助金
事務局HP

(出所：経済産業省「事業再構築補助金リーフレット」) 2021.6.1現在

申請方法、公募期間等詳細は、今後要件の変更も有りうるので、経済産業省のホームページを参照のうえ、お近くの認定経営革新等支援機関に登録されている商工会や商工会議所など中小企業支援者のほか、金融機関・税理士・公認会計士・中小企業診断士・行政書士等にご相談ください。

注意！ 土地の貸主に不利な借地借家法の存在

空き家問題などに象徴されるように、近年では放置されたままの不動産が増えています。相続などで、そんな使い道のない土地や建物をお持ちの方も少なくないでしょう。他に売ればいいのですが、いまどきはなかなか難しい。二束三文で買ったたかれるのがオチというのであれば、地代や家賃をとって貸し出すという選択肢もあります。

ただし、有償で土地や建物を貸す場合、気をつけなければならないことがあります。住宅や事業所などとして建物や土地を賃貸借する場合、借地借家法という借主に極めて有利な法律が適用されることがあります。

例えば、建物を建てるために土地の賃貸借等（「借地」と呼びます。）をする場合には、以下のようなちょっと偏ったルールがあります。

1 借主は原則、いつまでも借りられる!?

物を借りていれば、いずれ期限が来ます。期限が来れば、元通りにして返さなければなりません。ところが、借地は、いざその時になっても、借主がまだ借りたいと考えたら、原則、返さなくてもいいのです。

もちろん、地代を滞納している、近隣の人に迷惑をかけているなど相応の理由があれば別ですが、それがよっぽどのことでなければ貸主の事情だけでは返してもらうことはできません。



2 貸主が変わっても、継続して借りられる!?

貸主の事情で借地を他人に売却する場合があります。その場合でも、きちんと建物の登記などの手続きを済ませていけば、新たな貸主の意思に関係なく、継続して借り続けることができます。そのため、貸主は、買い手が現われても、売却が難しくなります。



3 残った建物は貸主が買い取らなければならない!?

借地契約が終了すれば、そこに借主が建てた建物が残ります。世間一般では借主が更地にして返すというのが通り相場ですが、実は、借主の都合による終了でなければ、借主は、更地にする必要がないどころか、この建物を貸主に時価で買い取ってもらうことができます。（建物買取請求権）



一見、このようなルールは理不尽に思えるかもしれませんが、これがないと、行く当てのないまま住む場所や働く場所を失う人が出てきてしまうので、それこそ理不尽なことになるのです。この法律によって、弱者である借主が守られているということです。



貸主を助け、土地の有効活用を促進する、 定期借地権!!

一方で、この法律に貸主を苦しめる側面があることも事実です。そのため、これを理由に貸し渋る人も多くなり、借りる側にとってもよろしくない状況になります。

そこで、問題を解決するのが、定期借地契約や定期借家契約です。これらの契約では、期間満了になれば、借主は借地や借家を貸主に返すことが義務化されています。

2種類の定期借地契約

	一般定期借地権	事業用定期借地権
用 途	用途制限なし。	事業用建物に限る。
存 続 期 間	50年以上	10年以上50年未満
契 約 方 法	公正証書等による契約書の締結	公正証書による契約書の締結
契 約 の 記 載 内 容	①契約の更新をしない旨 ②存続期間の延長をしない旨 ③建物の買取請求をしない旨	
契 約 終 了	期間満了で終了。 期限が来たら借主は建物を取り壊して土地を返却する。 （建物買取請求権なし。）	

定期借地については、一般定期借地権と事業用定期借地権の2つの定期借地権があります。いずれの場合も、期限が到来すれば契約は終了し、借主は建物を取り壊して更地にして借地を返さなければなりません。このことは弱者である借主にとってはリスクです。そのため、公正証書等の契約書で納得済みであることを証明できないと有効とはなりません。

なお、期限到来で契約は終了しますが、その際更地にするのではなく、建物を貸主が買い取ることを前提とする建物譲渡特約付借地権という定期借地の方法もあります。

*公正証書は、公証人が作成する公文書で、証明力が高く、信頼性に優れています。

このような定期借地契約や定期借家契約があることで、貸主もこれなら安心して自分の土地や建物を他人に貸し出すことができます。その意味で、放置された土地・建物の有効活用を促進する優れた制度と言えるでしょう。

このように土地や建物の賃貸借契約は、動産のそれとは異なる独自のルールがあり、専門知識のないまま締結するのは非常にリスクと言えます。

行政書士は、専門家として多種多様な法律に基づき契約書の作成をお手伝いする業務も行っています。不動産の賃貸借契約を行う際などには、是非ご相談いただければと存じます。

まずは、行政書士に
ご相談してニヤ



茨城県行政書士会の取り組み

業務研修会の実施

国土農地・建設・運輸交通・環境・保健風営・国際・市民法務などの専門部会が設置されており、各々の主催により業務に関するスキルアップ研修を実施しています。

また、職業倫理・災害支援相談員養成などについても多くの研修を実施し、会員個々の資質向上に努めています。



無料相談会の開催

毎週電話無料相談窓口を設置し、相続など市民の皆さまのご相談、許認可など事業者の皆さまのご相談をお受けしています。

県内各支部においても無料相談会、セミナーなど、地域の皆さまに身近な法律家として活動しています。



中小企業支援

新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている事業者に対して、持続化給付金の申請等に関する相談会を県内各所で開催しています。今後も、許認可申請にとどまらず、事業継承、補助金や給付金の申請など、中小企業を取り巻く社会環境・経営課題に対応し、その事業の継続、経営の安定と強化に寄与してまいります。



法教育の実践

近年、全国の学校で、早い段階から遵法精神や法的思考を学ぶ「法教育」と呼ばれる授業が行われるようになってきています。

茨城県行政書士会では、県内の小学校において「著作権」や「ゴミ問題」などの身近なテーマで出前講座を行っています。法に基づく考え方や社会制度の理解など学校教育に貢献していきます。



災害支援

茨城県行政書士会では、大規模災害発生時に市町村と協力して適切な被災者支援を行うため、「災害時における支援協力に関する協定」を県内28市町村と締結しています。今後も不測の事態に備え、さらに体制強化に努めてまいります。



支部のご紹介

支部名 県西支部

市町村

筑西市、古河市、結城市、
下妻市、常総市、坂東市、
桜川市、結城郡(八千代町)、
猿島郡(五霞町、境町)

会員数

280名

支部長事務所所在地

筑西市二木成1406番地

連絡先

0296-25-1907

支部名 県北支部

市町村

日立市、常陸太田市、高萩市、
北茨城市、常陸大宮市、那珂市、
那珂郡(東海村)、久慈郡(大子町)

会員数

120名

支部長事務所所在地

日立市水木町2丁目39番19号

連絡先

0294-87-6227

支部名 水戸支部

市町村

水戸市、笠間市、ひたちなか市、
小美玉市、東茨城郡(茨城町、
大洗町、城里町)

会員数

294名

支部長事務所所在地

水戸市大工町1丁目3番11号
東陽ビル

連絡先

029-251-3101

支部名 県南支部

市町村

土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、
守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、
稲敷郡(美浦村、阿見町、河内町)、北相馬郡(利根町)

会員数

394名

支部長事務所所在地

龍ヶ崎市佐貫3丁目7番地7

連絡先

0297-63-3303

支部名 鹿行支部

市町村

鹿嶋市、潮来市、神栖市、
行方市、鉾田市

会員数

102名

支部長事務所所在地

行方市矢幡521番地

連絡先

0299-73-3566

(令和3年4月末現在)

行政書士を探したい

茨城県行政書士会のホームページでは、所在地や業務内容などを指定して会員を検索することが出来ます。

お電話でも対応いたしますのでお気軽にお問合せください。

茨城県行政書士会

検索



<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/> TEL **029-305-3731**

令和3年度 無料相談会一覧

※日程は諸事情により変更または中止になる場合があります。

令和3年4月15日現在

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
い	石岡市	石岡市国府地区公民館 1階 (要予約)	毎月第3土曜日 (5/15・6/19・7/17・8/21・9/25・10/16・ 11/20・12/18・1/15・2/19・3/19)	午後1時～午後4時	予約先:担当 若山 0299-43-0536
	稲敷市	稲敷市役所 1階相談室 (要予約)	原則毎月第2・第4日曜日 (5/9・5/23・6/13・6/27・7/11・7/25・8/8・ 8/22・9/12・9/26・10/10・10/24・11/14・ 11/28・12/12・12/26・1/9・1/23・2/13・ 2/27・3/13・3/27)	午前10時～正午	予約先:稲敷市役所 総務課 029-982-2000 【予約日時】 相談日当日の8:30～11:00
	茨城町	茨城町役場本庁舎 2階会議室1	毎月第2水曜日 (5/12・6/9・7/14・8/11・9/8・10/13・ 11/10・12/8・1/12・2/9・3/9)	午後1時～午後4時	秘書広聴課 029-292-1111
う	牛久市	牛久市役所 分庁舎 1階相談室 (要予約)	毎月第4土曜日 (5/22・6/26・7/24・8/28・9/25・10/23・ 11/27・12/25・1/22・2/26・3/26)	午後1時～午後4時	予約先:担当 石神 029-896-3417
お	大洗町	大洗町役場 1階ロビー	毎月第3火曜日 (5/18・6/15・7/20・8/17・9/21・10/19・ 11/16・12/21・1/18・2/15・3/15)	午後1時～午後4時	大洗町役場 029-267-5111
	小美玉市	小美玉市役所 (旧美野里町役場) 1階または2階会議室	毎月第3火曜日 (5/18・6/15・7/20・8/17・9/21・10/19・ 11/16・12/21・1/18・2/15・3/15)	午後1時～午後4時	小美玉市役所 0299-48-1111
か	笠間市	笠間市役所(旧友部町役場) 庁舎内会議室	毎月第3水曜日 (5/19・6/16・7/21・8/18・9/15・10/20・ 11/17・12/15・1/19・2/16・3/16)	午後1時～午後4時	笠間市役所 0296-77-1101
	河内町	河内町農村環境改善センター (要予約)	毎月第3土曜日 (5/15・6/19・7/17・8/21・9/18・10/16・ 11/20・12/18・1/15・2/19・3/19)	午前10時～正午	予約先:担当 塚本 090-8509-3622
き	北茨城市	北茨城市役所 401会議室 406会議室(3/3) (要予約・市民に限る)	5/7・6/2・7/2・8/4・9/2・10/1・ 11/2・12/2・1/7・2/2・3/3	午後1時～午後5時	予約先:北茨城市役所 まちづくり協働課 0293-43-1111
こ	古河市	三和地域交流センター	10/23	午前10時～午後1時	担当 細井 0282-33-3685
		スペースU古河	10/1		
	五霞町	総和中央公民館	5/22・11/20		
さ	境町	境町中央公民館 2階小会議室	原則第4日曜日 (5/30・6/27・7/25・8/29・9/26・10/31・ 11/28・12/19・1/30・2/27・3/20)	午後1時～午後4時	担当 肥後 0280-86-7016
	桜川市	岩瀬庁舎 第一庁舎	8/16・12/13・2/14	午後1時～午後3時	担当 下条 0296-76-5162
		真壁庁舎	6/14・10/18		
し	常総市	常総市役所 水海道庁舎 市民ホール	5/11・6/8・7/13・8/10・9/14・10/12・ 11/9・12/14・1/11・2/8・3/8	午後1時～午後4時 10/12 (午前10時～午後4時)	担当 飯塚 0297-42-5880
		常総市役所 石下庁舎 会議室	10/12		
	城里町	城里町役場 2階会議室	毎月第2火曜日 (5/11・6/8・7/13・8/10・9/14・10/12・ 11/9・12/14・1/11・2/8・3/8)	午後1時～午後4時	城里町役場 029-288-3111
ち	筑西市	筑西市立中央図書館 ボランティア活動室	6/12・8/21・10/16・12/18・2/19	午前10時～午後3時	担当 渡邊 0296-24-6795
つ	つくば市	つくば市役所 3階 302会議室(要予約)	5/20・6/17・7/15・8/5・9/16・10/14・ 11/11・12/16・1/13・2/10・3/10	午後1時～午後4時	予約先:担当 冷岡 090-2663-8541
	土浦市	土浦市役所 3階相談室 (要予約・市民に限る)	毎月3木曜日 (5/20・6/17・7/15・8/19・9/16・10/21・ 11/18・12/16・1/20・2/17・3/17)	午後1時半～午後4時半 (30分ごと)	予約先:土浦市役所 広報広聴課 029-826-1111
と	東海村	東海村社会福祉協議会 ボランティア室① (要予約・村民に限る)	5/14・6/11・7/9・8/13・9/10・10/8・ 11/12・12/10・1/14・2/18・3/11	午後1時～午後3時	予約先:東海村社会福祉協議会 担当 大貫 029-283-0205
さ	坂東市	猿島公民館 会議室2・3	10/31	午後1時～午後4時	担当 原 0297-35-0481
		坂東市岩井公民館	7/25・1/30		
ひ	日立市	日立市役所 市民相談室 (要予約・市民に限る)	奇数月第2水曜日・ 偶数月第2・4水曜日 (5/12・6/9・6/23・7/14・8/11・8/25・9/8・10/13・ 10/27・11/10・12/8・12/22・1/12・2/9・2/24・3/9)	午後1時～午後4時	

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
ひ	常陸太田市	常陸太田市役所 本庁2階 201会議室 (要予約・市民に限る)	毎月第3月曜日(月曜が祝日の場合は翌日) (5/17・6/21・7/20・8/16・9/21・10/18・ 11/15・12/20・1/17・2/21・3/22)	午後1時30分～午後5時	予約先:担当 大和田 0294-23-1766
	ひたちなか市	ひたちなか市役所(本所) 1階ロビー	原則毎月第1・第3・第5木曜日 (奇数木曜日) (5/6・5/20・6/3・6/17・7/1・7/15・7/29・8/5・ 8/19・9/2・9/16・9/30・10/7・10/21・11/4・ 11/18・12/2・12/16・1/26・3/3・3/17・3/31)	午後1時～午後4時	ひたちなか市役所 029-273-0111
		ひたちなか市役所 那珂湊支所 2階会議室	毎月第2・第4木曜日 (5/13・5/27・6/10・6/24・7/8・8/12・8/26・9/9・ 10/14・10/28・11/11・11/25・12/9・12/23・ 1/13・1/27・2/10・2/24・3/10・3/24)	午後1時～午後4時	ひたちなか市役所 029-273-0111
み	水戸市	水戸市役所 市民相談室併 設相談室1階	毎週木曜日 (5/6・5/13・5/20・5/27・6/3・6/10・6/17・ 6/24・7/1・7/8・7/15・7/22・7/29・8/5・ 8/19・8/26・9/2・9/9・9/16・9/23・9/30・ 10/7・10/21・10/28・11/4・11/11・11/18・11/25・ 12/2・12/9・12/16・12/23・12/30・1/6・1/13・ 1/20・1/27・2/3・2/10・2/17・2/24・3/3・3/10・ 3/17・3/24・3/31)	午後1時～午後4時	水戸市役所 市民相談室 029-232-9109
			原則毎月第2金曜日 (7/9・8/13・9/10・10/8・11/12・12/10・ 1/14・2/11・3/11)	午後4時～午後7時 2/11(午後1～午後4時)	茨城県立図書館 029-221-5569
		茨城県立図書館 3階会議室3	原則毎月第3土曜日 (7/17・8/21・9/18・10/16・11/20・12/18・ 1/15・2/19・3/19)	午後1時～午後4時	
も	守谷市	中央公民館	毎月第2土曜日 (5/8・6/12・7/10・8/14・9/11・10/9・ 11/13・12/11・1/8・2/12・3/12)	午後1時～午後4時	担当 中山 0297-48-5349
や	八千代町	中央公民館	7/17・2/26	午前10時～午後1時	担当 細井 0282-33-3685

先の見通せない時代にも、 頼れる安心・行政書士



茨城県行政書士会
会長 古川 正美

【季のきらめき】をご覧ください誠にありがとうございます。本誌は行政書士という資格者について読者の皆様ご理解しやすいようにと作成されておりますが、もう少し詳しく説明させていただきます。我々行政書士は、非常に複雑・多岐にわたる行政手続きの専門家として書類の作成やその相談等の業務を日々行っております。又、昨年からコロナ禍においては、中小事業者支援として持続化給付金や家賃支援給

付金或いは一時支援金等の申請支援を、又自然災害発生時には被災自治体の要請により被災者支援として困りごと相談所の開設などの社会貢献事業も積極的に取り組んでおります。行政書士をはじめとする士業制度は、市民生活を円滑に送るためにはなくてはならないものでありますが、特に我々行政書士は最も身近な資格者として、日常のちょっとした問題の解決から事業者支援まで、まさに「ゆりかごから墓場まで」を実現すべく取り組んでおります。現在茨城県内には1,200名を越える会員が在籍しており、また県内全市町村を網羅しております。困ったときには「そうだ、行政書士に相談しよう!」と思い出してください。必ずやご期待にお応えいたします。



年2回発行

発行所 〒310-0852
水戸市笠原町978番25
茨城県開発公社ビル5階

茨城県行政書士会

TEL (029) 305-3731

FAX (029) 305-3732



発行者 会長 古川 正美
編集 担当副会長 嶋田 広一
広報・監査部 石神 敦子
吉成 俊勝
堀 由美子

印刷所 コトブキ印刷株式会社

ご感想をお寄せ下さい

E-mail: info@ibaraki-gyosei.or.jp

一人で悩まず気軽に相談!

茨城県行政書士会 市民相談センター

電話無料相談



(ユキマサ君)

毎週 木曜日 (祝日は除く)

午後1時30分～午後4時30分

☎029-305-3731

相続や
遺言書に
関すること

自動車に
関すること

契約書の
作成に
関すること

農地活用
に
関すること

中小企業の
支援に
関すること

運送業・
建設業・宅建業に
関すること

土地開発に
関すること

法人設立に
関すること

飲食店等の
営業許可に
関すること

外国人の
手続に
関すること

身近な暮らしの相談 ビジネスの相談

※面談による相談をご希望の方は、下記事務局
までお問い合わせください。

行政書士には法律で守秘義務が課せられています。安心して、ご相談ください。

茨城県行政書士会

〒310-0852 水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル5F

TEL 029-305-3731 FAX 029-305-3732

URL: <http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>

後援 公益財団法人
茨城県開発公社



茨城県行政書士会

検索



季のきらめき

Vol.12

令和3年
6月1日発行

編集・発行 茨城県行政書士会 〒310-0852

水戸市笠原町978番25(茨城県開発公社ビル5F)
TEL.029-305-3731 FAX.029-305-3732
<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>